

# 身体的拘束最小化推進体制加算

当院は、原則として身体的拘束を行わない方針を掲げております。

## 【身体的拘束最小化のための取組】

ウ 入院患者に対し、個々の患者の意思や状態に応じたケアを行い、不安、不快及び環境要因などの、職員にとって危険と感じられる行動を患者が取る誘因の除去を図るとともに、日頃から生活リズムを整え、身体的拘束を必要としないケアの実現を目指す。

エ 身体的拘束を実施するかどうかは、職員個々の判断でなく、医師、看護師等、当該患者に関わる複数の職員で検討する。その際、個々の患者の状態に応じて、ウに掲げるものをはじめ、身体的拘束を行わずにケアを行う方法について検討を尽くすとともに、代替策を可能な限り検討する。

オ やむを得ず身体的拘束を実施する場合であっても、当該患者の生命及び身体の保護に重点を置いた行動の制限であり、代替の方法が見出されるまでの間のやむを得ない対応 として行われるものであることから、常に代替策について検討を行い、可及的速やかに 解除するよう努める。

カ 身体的拘束を実施するに当たっては、次の対応を行う。

- (イ) 実施の必要性等のアセスメント
- (ロ) 患者家族への説明と同意
- (ハ) 身体的拘束の具体的行為や実施時間等の記録
- (ニ) 二次的な身体障害の予防
- (ホ) 代替策の検討を含む身体的拘束の解除に向けた検討

キ 身体的拘束を実施した場合は、解除に向けた検討を少なくとも1日に1度は行う。

## 【身体的拘束の実施状況】

身体的拘束実施率（直近3か月平均）

2026年	2月時点	3月時点	4月時点
2病棟	3.9%	2.0%	2.2%
3病棟	0.0%	0.0%	0.0%